

令和4年8月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年8月19日(金)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 9 時 5 6 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	欠
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

11番 脇 善治 委員 1番 有馬 秀利 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積計画について	8件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	8件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	1件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 江田征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和4年8月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、5番〇〇〇〇委員より、所用により欠席するという旨の連絡が入っております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号11番〇〇〇委員と議席番号1番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうによりしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、5筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、5筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、弟である譲渡人から兄である譲受人への兄弟間での贈与による所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

1番委員

1番〇〇です。ほかの案件については年齢を書いてありますが、ただいま審議中の案件について年齢は書いてありませんが、分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

以上です。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

申し訳ございません、市外の方ですので、正確な年齢まではちょっと把握できておりません。

一応、申請書に書いていただいている年齢について、御報告させていただきます。お兄さんのほうが82歳、弟さんのほうが72歳という記載になっております。

以上になります。

議長

ほかに、ございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、現在所有している農地は、自身も構成員である農事組合法人〇〇〇〇〇〇へ貸借をし、自身も耕作をされており、今回取得する農地約7反9畝も御自身で耕作をされることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

3番委員

すいません、3番の〇〇ですけど、もう少し詳しく教えてほしいんですが、農事組合法人で一応委託をされてあるということで、農事組合法人の耕作面積に上がっているんだと思います。それで、耕作面積がゼロということになっておりますが、果たしてこれ可能なのかど

うか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

委員のおっしゃるとおり、農事組合法人のほうに貸し出されてありますので、個人といたしましては記載のとおりゼロの面積ということになっておるところです。

今回、購入されるにあたっては、譲受人の方、個人ということで申請がございますので、5反要件としてそちらも満たしておりますし、全部耕作というところにつきましても、今回、所有権移転をされる分については自分で耕作される、また農事組合法人のほうに貸し出してある分についても農事組合法人のほうがきちんと耕作をされてあるというところで、全部耕作要件のほうも満たしてあるというふうに判断をしておるところでございます。

以上になります。

議長

よろしいでしょうか。

3番委員

特別こう、突っ込もうとは思いませんけれども、ところどころで自分の田んぼは人に預けて所有権移転のためについてというようなことが、傾向がですね、ちょこっと見え隠れしているので、その辺十分に申請の段階で、もうちょっと確認をしてくれるといいかなと。

簡単にできる、できないは別にしても、もうちょっと詳しく調査をしていただいたほうがいいかなと思います。特段、中身は分かっておりますのでそれ以上は言いません。それで、実際、農事組合法人の中でされてあるかというふうに思っておりますので。

議長

はい、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、2筆でございます。

議案第2号、番号1の案件につきまして、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページ、3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものが1件、1筆、使用貸借権設定に係るものが1件、1筆の申請がございました。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

申請者は、〇〇町で建設業を営んでおりますが、申請地に隣接する資材置場は出入り口が狭く、また手狭となっていたところ、譲渡人から相談があり申請に至ったものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりであり、参考事項の排水計画の雨水は、北側の既存道路側溝へ放流される計画となっております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

6番委員

6番委員の〇〇です。担当委員として、一言申し上げます。

8月17日に、会長と私と〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

先ほど事務局のほうで詳しく説明あったと思いますけれども重ねて、今回の申請地は、〇

○町に所在する農地です。申請者は、現在利用している資材置場の出入口が狭く、不便であったため隣接する申請地と一体として利用しようと今回申請に至ったものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からもの同意も得ております。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、○○委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

申請者は、今後、夫婦で農業を営んでいくことが困難になっていくこと等から、現在、アパートに住んでいる娘家族を呼び同居する予定であります。部屋数が足りないため現在住んでいる農家住宅を増築するため、転用申請がなされたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、西側道路側溝を経由し、南側の既存水路に放流される計画となっております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地であり、第1種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可として既存の施設の拡張という事項があります。今回の申請は、申請地西側の農家住宅の増築であるため農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

10番委員

10番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

8月17日に、会長と私と〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。申請者は、今後、高齢になる中で、農作業を続けていくには娘家族と一緒に暮らして面倒を見てもらう必要があると考えましたが、現在の住居では部屋数が足りない等の問題が生じることから、増築のため転用申請をされたものです。

また、地元の区長、生産組合長からの同意も得てあります。

これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について8件、11筆でございます。

議案第3号、番号1から番号8につきましては一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

4ページから6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により8件、11筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、6ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして合計が2万342平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が6件、1万6,281平方メートル。使用賃借権が5件、4,061平方メートルとなっております、総合計11件、2万342平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては貸人8名、借人7名、申請枚数は8枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号8について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第2号について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして8件、10筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、9ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして1件、2筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より報告をいたしましたので、各委員の皆様のお目通し方、よろしく願いをいたします。

次に、その他の事項で委員の皆様から何かございましたら。

特にございませんかね。

(発言する者なし)

ないようでございますので、事務局のほうからお願いをいたします。

事務局

そしたら事務局のほうから、お手元にお配りしている資料について御報告いたします。

総務課のほうからお手元に配付しております、ドローンの規制についてということで資料が回ってきております。

内容といたしましては、小型無人機等飛行禁止法により指定されている自衛隊施設、米軍施設、その他地域の上空におけるドローン等の飛行は、原則禁止されますという、ドローンの規制についてのお知らせとなっております。

飛行禁止につきましては裏面のほうに、対象施設ということで、①国の重要な施設等、②外交公館等、③防衛関係施設、④空港、⑤原子力事業所ということで、なっておるところでございます。

最近、ドローンにつきましては規制のほうが厳しくなっているようでございますので、注意のほうをお願いしますということで、資料のほうお配りさせていただいておりますので御確認をお願いいたします。

それと、冊子につきましては、農業会議のほうから委員さん、それから推進委員さんのほうということで、お配りされている物になりますので、後ほど御確認いただければというところをお願いいたします。

事務局のほうからは、以上になります。

議長

はい、ありがとうございました。

このドローンの規制ですけれども、市内で、そう何台もなかとですかね？何十台もというような話はないのかなと思っておりますけれども。

何台かは、私も知ってる中では、運行がされているみたいですが、もう飛ばすたんびに手続きが必要で大変、手続きだけで苦勞するというようなお話がございました。

それでは、ほかにないようでしたら、今日の分、終わりたいと思いますが、次回の鳥栖市農業委員会定例会につきましては令和4年9月20日火曜日、午前9時30分より本庁の2階第2会議室で開催を予定いたしております。

ちょうど市議会がっておりますので、2階の会議室のほうでお願いしたいと思います。

それでは、以上で本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____